

2008年2月13日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

米国証券取引委員会宛Form 6-Kの提出について

当社は、現地時間 2008 年 2 月 12 日、米国証券取引委員会 (SEC) に、2007 年 9 月期米国会計基準決算に係る報告書を Form 6-K により提出致しましたので、お知らせ申し上げます。なお、当該 Form 6-K は

当社ホームページ(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/others.html>)
で閲覧・入手することが可能です。

なお、2007 年 9 月期に関し、今回提出した米国会計基準決算と、既に開示済の日本会計基準決算との一部の相違に関し、以下補足致します。

- ・ 傘下銀行が保有する証券化商品について、米国会計基準決算では減損約 160 億円を計上しております。これは日米会計基準の相違により、日本会計基準決算では評価損(純資産直入)となるものの一部について、米国会計基準決算では実現損として計上することとなるためです。(当該 Form 6-K の 3 ページご参照)
- ・ 貸倒引当金繰入(戻入)について、米国会計基準決算では戻入となっておりますが、日本会計基準決算では繰入となっております。これは日米の連結決算締め日の相違によるもので、2007 年 3 月期決算において、日本基準連結決算締め日以降に内部格付制度に基づく格付が低下した借入人に対する貸出金の追加的な劣化を米国会計基準決算が先行して織り込んだことによるものです(日本会計基準決算では、2007 年 9 月期決算に反映)。

また、本日、東京証券取引所が開設しているTDnet上等で、中間決算短信(米国会計基準)を開示しております。<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/us/index.html>

以上

この「米国証券取引委員会宛 Form 6-K の提出について」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。